

入札説明書

令和8年度海面育成施設製作工事に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 公告日 令和8年4月7日(火)
- 2 契約担当者 京都府水産事務所長 栗屋 克彦
- 3 担当組織 〒626-0052 宮津市字小田宿野1029-3
京都府水産事務所研究課
(京都府農林水産技術センター海洋センター研究部)
電話番号 (0772)25-3080
ファクシミリ番号 (0772)22-3289
- 4 入札に付する事項
 - (1) 業務の名称及び数量
コンクリート製浮棧橋 (L=75.0m(B=3.0m))
軽トラック方向転換用スペース (15.0m×10.0m)
 - (2) 業務の仕様等
別添特記仕様書「令和8年度海面育成施設製作工事」(以下「仕様書」という。)の
とおり
 - (3) 契約期間
契約日又は契約日の翌日から令和8年10月30日まで
 - (4) 工事場所
請負者製作工場及び宮津市字小田宿野1029-3(京都府水産事務所内)
- 5 入札に参加することができない者
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- 6 入札に参加する者に必要な資格
入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。
 - (1) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格
審査を受け、その資格を認定された者であること。
 - ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者
 - イ 審査基準日(一般競争入札参加資格審査申請書(第1号様式。以下「申請書」
という。)の提出期間の属する年の1月1日をいう。)において、直前2営業
年度以上の営業実績を有しない者
 - ウ 申請書又は確認資料に、故意に虚偽の事実を記載した者
 - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。

以下「法」という。) 第2条第2号に規定する暴力団 (以下「暴力団」という。) のほか、次のいずれかに該当する者

(ア) 法第2条第6号に規定する暴力団員 (以下「暴力団員」という。)

(イ) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

(ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

(エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

(キ) 暴力団及び (ア) から (カ) までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

オ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者

(2) 7で定める一般競争入札参加資格審査申請書及び入札参加資格確認資料 (以下「申請書等」という。) の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

(3) 国、地方公共団体、地方公社、地方独立行政法人又は公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成12年法律第127号) 第2条第1項に規定する法人) が発注する工事で、平成23年度以降に完工した海面における鋼構造物の製作工事の実績を有するもの (元請、下請問わない)

7 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、申請書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期限

令和8年4月14日 (火) 午後4時まで

(2) 提出場所

3に同じ。

(3) 提出方法

ア 持参の場合、入札公告の5の期間内の正午から午後1時までの間を除いて、提出すること。

イ 郵送の場合、書留郵便で7の(1)の提出期限までに必着のこと。

(4) 確認資料

申請書等には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

ア 取引使用印鑑届（第2号様式）

イ 入札の権限を営業所長等に委任する場合には、委任状（第3号様式）

ウ 6の(3)の施工実績調書（第4号様式）

(5) 資料等の提出

申請書等を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

(6) 提出書類の作成に用いる言語

提出書類は、日本語で作成するものとする。また、提出書類の金額については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により邦貨に換算し、記載すること。

(7) その他

ア 申請書等の作成等に要する費用は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 提出書類はA4版で作成し、1部提出すること。

ウ 提出された書類は、本府において無断使用することはない。

エ 虚偽の記載をした者は、当該入札への参加を認めないとともに、府の指名停止措置を行うことがある。

8 参加資格を有する者の名簿への登載

資格審査の結果、参加資格があると認定された者は、令和8年度海面育成施設製作工事に係る一般競争入札参加資格者名簿に登載される。

9 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書等を提出した者に文書で通知する。

10 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、9による資格審査の結果を通知した日の翌日から令和9年3月31日までとする。

11 申請書記載事項の変更

申請書等を提出した者（8の名簿に登載されなかった者を除く。）は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届（第5号様式）により当該変更に係る事項を知事に届け出なければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 営業所の名称又は所在地

(3) 法人にあっては資本金又は代表者の氏名、個人にあっては氏名

12 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合

においては、それぞれに掲げる者（6の（1）のア、エ若しくはオに該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができる」と知事が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

オ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

(2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（第6号様式）（以下「資格承継審査申請書」という。）、当該承継に係る事由を証する書類及びその他知事が必要と認める書類を提出しなければならない。

(3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

1.3 参加資格の取り消し

(1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び6の（1）のアからオまでのいずれかに該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

(2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、その事実があった後3年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量等に関して不正の行為をしたとき。

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を阻害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

オ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。

カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加することができないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した

とき。

(3) (1) 又は (2) により参加資格を取り消したときは、一般競争入札参加資格取消通知書により、その者に通知する。

1.4 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、本府に対して入札参加資格がないと認められた理由について、次に従い、書面により説明を求めることができる。

ア 提出期限

令和8年4月20日(月)午後5時まで

イ 提出場所

3に同じ。

ウ 提出方法

任意の様式による書面を提出場所に持参すること。郵送又は電送によるものは受け付けない。

(2) 説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して5日以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

1.5 申請書等及び設計図書に関する質問回答

(1) 質問については、質問書(第7号様式)に記入し、ファクシミリ(FAX(0772)22-3289)で3の場所へ提出すること。郵送、電子メール又は持参によるものは受け付けない。

質問の提出期限は、申請書等にあつては令和8年4月10日(金)正午まで、設計図書にあつては令和8年4月16日(木)正午までとする。

(2) 回答については、申請書等に関する質問にあつては速やかに、また、設計図書に関する質問にあつては令和8年4月20日(月)までに全ての入札参加資格業者あてファクシミリにて送付する。

1.6 入札手続等

(1) 入札、開札の日時及び場所等

ア 日時

令和8年4月22日(水)午前11時

イ 場所

〒626-0052 宮津市字小田宿野1029-3

京都府水産事務所 3階 研修室

ウ 郵送による場合の入札書の提出期限、提出先

(ア) 提出期限

令和8年4月21日(火)

書留郵便で提出期限までに必着のこと

(イ) 提出先

3に同じ。

(2) 入札の方法

入札書（第8号様式）は持参又は郵送によることとし、ファクシミリによる入札は認めない。

ア 入札書を持参する場合

(ア) 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表に氏名（法人の場合はその商号又は名称）及び「令和8年度海面育成施設製作工事 入札書在中」と朱書し、封筒の開口部を封印すること。

(イ) 代理人が入札する場合は、委任状を提出することとし、入札書に入札者の氏名又は商号若しくは名称並びに代理人であることの表示及び当該代理人の記名押印（外国人又は外国法人にあつては、本人又は代表者の署名を持って代えることができる。以下同じ。）をしておかなくてはならない。

(ウ) 入札参加資格確認通知書の写しを持参すること。

イ 入札書を郵送する場合

(ア) 郵便の種類は書留郵便とし、提出期限までに必着しなければならない。

(イ) 入札は二重封筒とし、表封筒に入札参加資格確認通知書の写しを同封し、中封筒に「令和8年度海面育成施設製作工事 入札書在中」と朱書し、入札書を同封のうえ、直接提出する場合と同様に封印等の処理をし、親展とする。

(ウ) 入札書を代理人名で提出するときは、(イ)に加え、表封筒に委任状を同封する。ただし、当該代理人が開札に立ち会うときは、開札の際に委任状を提出することができる。

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記入する金額は千円止めとし、その表示方法は「××,000円」とする。誤って円まで記入した入札書は有効とするが、千円未満は切り捨てるものとする。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 5又は6に掲げる資格のない者のした入札

- イ 申請書等を提出しなかった者のした入札
- ウ 申請書等に虚偽の記載をした者の行った入札
- エ 委任状を持参しない代理人のした入札
- オ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書で入札した者のした入札
- カ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者のした入札
- キ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者のした入札
- ク 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者のした入札
- ケ 入札関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札
- コ その他入札条件に違反した者のした入札

(5) 入札の辞退

入札に参加できない事情がある場合には、入札書を持参するまで、又は郵送により入札書が3の提出先に到達するまで、入札を辞退することができる。この場合、具体的な理由を付した入札辞退届を提出しなければならない。

なお、正当な理由なく入札を辞退した場合は、京都府の指名停止措置を行うことがある。

1.7 入札保証金

免除する。

1.8 違約金

落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を落札者から徴収する。

1.9 開札

開札は1.6の(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

2.0 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号、以下「規則」という。）第145条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

おって、落札者が決定通知のあった日から7日以内に契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

2.1 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うこととし、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものと見なす。

なお、郵送により入札を行う者は、入札書とともに再入札書を提出することとし、入札書とは別の中封筒に入れ「再入札書在中」と記載し同封することとする。

おって、郵送による入札参加者が再入札書を提出しなかったときは、入札者又はその代理人が立ち会う場合を除き、再度入札を棄権したものとみなす。

2.2 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

2.3 契約書作成の要否

要する。

2.4 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実に認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

2.5 契約書の作成

落札者の決定後、7日以内に、京都府ホームページに掲載されている「建設交通部工事請負契約書」に基づく契約書を作成すること。

2.6 支払条件

(1) 前払金

ア 請負代金額の4割以内の金額を前払いする。

(2) 中間前払金

「京都府公共工事中間前金払制度事務取扱要領」に従い、請負代金額の2割以内の金額を中間前払金として支払う。

(3) 部分払

請負代金額が100万円以上1,000万円未満の場合は1回、1,000万円以上3,000万円未満の場合は2回、3,000万円以上の場合は3回を限度として部分払いする。

(4) 中間前金払と部分払の選択

「京都府公共工事中間前金払制度事務取扱要領」に定めるところによる。

2.7 その他

(1) この入札説明書に定めるもののほか、規則の定めるところによる。

- (2) 申請書等に虚偽の記載をした場合は、京都府の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 無効の入札を行った者を落札者とした場合には、落札決定を取り消すことがある。
- (4) 本入札説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。